



IFRS[®]

Accounting

2025年12月

公開草案

IFRS[®]会計基準

結論の根拠

リスク軽減会計

IFRS第9号及びIFRS第7号の修正案

コメント期限：2026年7月31日

結論の根拠

公開草案

リスク軽減会計

IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案

コメント期限：2026 年 7 月 31 日

This Basis for Conclusions accompanies the Exposure Draft IASB/ED/2025/1, which is published by the International Accounting Standards Board (IASB) for comment only. Comments need to be received by **31 July 2026** and should be submitted by email to commentletters@ifrs.org or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the IASB and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2025 IFRS Foundation

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at permissions@ifrs.org.

Copies of IASB publications may be ordered from the Foundation by emailing customerservices@ifrs.org or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

The Japanese translation of the Exposure Draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The IFRS Foundation has trade marks registered around the world including ‘FSA®’, the ‘Hexagon Device’ logo®, ‘IAS®’, ‘IASB®’, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the ‘IFRS®’ logo, ‘IFRS for SMEs®’, ‘ISSB®’, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards Foundation®’, ‘IFRS Foundation®’, ‘NIIF®’, ‘SASB®’, ‘SIC®’, ‘SICS®’, and ‘Sustainable Industry Classification System®’. Further details of the IFRS Foundation’s trade marks are available from the IFRS Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

結論の根拠

公開草案

リスク軽減会計

IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案

コメント期限：2026 年 7 月 31 日

この結論の根拠は、国際会計基準審議会（IASB）がコメント募集のみを目的に公表した公開草案 IASB/ED/2025/1 に付属するものである。コメントは 2026 年 7 月 31 日までに到着する必要があるが、commentletters@ifrs.org への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> でのオンラインで提出されたい。

回答者が秘密扱いの要求をしない限り、すべてのコメントは公開の記録に記載され、我々のウェブサイト（www.ifrs.org）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、IASB 及び IFRS 財団（当財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、明白に拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

© 2025 IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の licensing@ifrs.org に連絡されたい。

IASB の公表物のコピーは、customerservices@ifrs.org への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経していない。当該日本語訳は IFRS 財団の著作物である。



IFRS 財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘FSA®’, ‘Hexagon Device’ ロゴ®, ‘IAS®’, ‘IASB®’, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, IFRS® ロゴ, ‘IFRS for SMEs®’, ‘ISSB®’, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards Foundation®’, ‘IFRS Foundation®’, ‘NIIF®’, ‘SASB®’, ‘SIC®’, ‘SICS®’, 及び ‘Sustainable Industry Classification System®’がある。IFRS 財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて IFRS 財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

目 次

	開始する項
公開草案「リスク軽減会計」に関する結論の根拠	
背 景	
IASB が本プロジェクトを開始した理由	BC1
本プロジェクトの経緯	BC4
リスク軽減会計の目的及び範囲	
リスク軽減会計の目的	BC11
リスク軽減会計の任意適用	BC14
リスク軽減会計の範囲	BC19
リスク軽減会計が適用されるレベル	BC33
正式な文書化の要求事項	BC35
正味金利改定リスク・エクスポージャー	
基礎ポートフォリオ	BC38
正味金利改定リスク・エクスポージャーの算定	BC64
指定デリバティブ	BC70
リスク軽減会計の適用	
リスク軽減目的	BC78
ベンチマーク・デリバティブ	BC83
リスク軽減調整額の認識及び測定	BC88
リスク軽減調整額の超過額	BC101
リスク軽減会計の中止	BC117
発効日及び経過措置	
発効日	BC127
経過措置	BC129
IFRS 第7号「金融商品：開示」の修正案	
包括利益計算書	BC148
財政状態計算書	BC151
開示目的	BC153
リスク管理戦略の開示	BC156
将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性の開示	BC157
財政状態及び業績に対する影響の開示	BC165
他の IFRS 会計基準書の修正	
IFRS 第1号「国際財務報告基準の初度適用」の修正案	BC172

結論の根拠—2025年12月

IFRS 第18号「財務諸表における表示及び開示」の修正案	BC176
IFRS 第19号「公的説明責任のない子会社：開示」の修正案	BC177
リスク軽減会計の影響の分析	BC179

公開草案「リスク軽減会計」に関する結論の根拠

この結論の根拠は、公開草案「リスク軽減会計」に付属しているが、その一部を構成するものではない。国際会計基準審議会（IASB）が本公開草案を開発した際の検討事項を要約している。個々のIASBメンバーにより、いくつかの要因への重点の置き方は異なっていた。

背景

IASBが本プロジェクトを開始した理由

- BC1 IFRS第9号「金融商品」は、企業がリスク管理活動を財務諸表によりよく反映できるようにするヘッジ会計の要求事項及び開示要求を導入した。しかし、これらの要求事項は、金利改定リスクを管理するために一般的に使用されているアプローチであるオープン・ポートフォリオのポートフォリオ（又はマクロ）ヘッジ会計を扱っていない¹。
- BC2 このプロジェクトの目的上、金利改定リスクとは、金融商品のキャッシュ・フロー及び公正価値が、ベンチマーク金利への金利改定の時期又は金額の差異により変動するというリスクである。IASBに対する利害関係者のフィードバックは、財務諸表利用者は企業の金利改定リスク管理活動についてのより良い理解を必要としていると提案した。したがって、IASBは、金利改定リスク管理についての包括的な会計モデルを探究するプロジェクトを開始することを決定した。
- BC3 IASBは、公開草案「リスク軽減会計」に対するフィードバックを考慮して、提案している要求事項でマクロヘッジ会計に関するIAS第39号「金融商品：認識及び開示」における現在の要求事項を置き換えるべきかどうか、また、したがってIAS第39号を廃止できるかどうかを決定する。

本プロジェクトの経緯

- BC4 IASBは、当初、リスク管理を財務諸表によりよく反映するために、金利リスクのポートフォリオ・ヘッジについての公正価値ヘッジ会計に関するIAS第39号の要求事項を修正するか又はIFRS第9号に含める可能性があるかどうかを探究した。しかし、利害関係者のフィードバックは、企業が動的リスク管理戦略を使用する状況をIASBが扱うことが重要であると指摘した。金融機関も動的リスク管理に関連する要求事項の必要性を強調した。金融機関のリスク・エクスポージャーの一部（例えば、契約により要求払である金融負債）は、ヘッジ会計に適格となるのがオープン・ポートフォリオの文脈においてのみであるからである。
- BC5 IASBは、オープン・ポートフォリオについての動的リスク管理は、十分なリサーチ及び関係者からのフィードバックを必要とする複雑なトピックであることに留意した。したがって、IASBは動的リスク管理活動の会計処理をIFRS第9号における新たなヘッジ

¹ この文書において、「リスク管理」は、会計上の含意を参照せずに、企業が金利改定リスクを管理する際に行うすべての活動を指している。しかし、「リスク軽減」は、公開草案「リスク軽減会計」において提案されている会計モデルで要求されている側面を指している。

結論の根拠—2025年12月

会計モデルの一部としては扱わないことを決定した。その代わりに、動的リスク管理に対するより包括的な解決策を独立のプロジェクトにおいて探求することを決定した。IASBは、本プロジェクトの進行中はIAS第39号におけるマクロヘッジ会計に対する現在のアプローチを維持することを決定し、その間に企業が不利とならないようにした。

- BC6 2014年4月にIASBはディスカッション・ペーパー「動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」（ディスカッション・ペーパー）を公表した。このディスカッション・ペーパーは「ポートフォリオ再評価アプローチ」（企業の動的な金利リスク管理活動を会計処理し当該活動を財務諸表に反映する1つの考え得る方法）を示した。しかし、ディスカッション・ペーパーに対するフィードバックを検討した後に、IASBは、ポートフォリオ再評価アプローチ（公正価値ヘッジ会計に類似していた）を追求しないことを決定した。
- BC7 その代わりに、IASBは、公正価値ヘッジ会計又はキャッシュ・フロー・ヘッジ会計のアプローチに従わない新しい会計モデルを開発すること、及びその適用を金利改定リスクのみに限定することを決定した。
- BC8 IASBは、金利改定リスク管理活動は銀行に限られたものではなく、他の種類の企業が行う場合もあることを認識した。しかし、モデルの実行可能性を高めるため、IASBは銀行が金利改定リスクをどのように管理するのかに焦点を当てることを決定した。過去の協議及びフィードバックで、金利改定リスクを管理している企業の大半が銀行であることが示されたからである。銀行は、マクロヘッジ会計の方法に関連した困難に関するフィードバックの主要な出所ともなっていた。
- BC9 IFRS第17号「保険契約」に関する結論の根拠のBC55項に示されているように、IASBは保険活動を有する企業のリスク管理活動を動的リスク管理に関するより幅広いプロジェクトの一部として考慮することを決定した。したがって、IASBは、これらの企業のリスク管理戦略及び行動もリスク軽減会計を使用して財務諸表に反映できるのかどうかを評価するために、保険者に関する具体的なフィードバックを求めている。
- BC10 IASBは、最初に金利改定リスクの軽減についての会計モデルの開発に焦点を当てることを具体的に決定した。IASBが当該モデルを運用可能であると判断したならば、当該モデルをやはり動的リスクの対象となっている他の事業（例えば、エネルギー及びコモディティのセクターにおける企業）に拡張することを後の段階で検討する。

リスク軽減会計の目的及び範囲

リスク軽減会計の目的

- BC11 IASBは、リスク軽減会計がリスク管理のすべての側面の財務報告への完全な反映を達成しないであろうことを認識した。「財務報告に関する概念フレームワーク」の1.6項で述べているように、「一般目的財務報告書は、現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者が必要とする情報のすべてを提供しているわけではなく、すべてを提供する

リスク軽減会計

ことはできない」。リスク軽減会計が目的としているのは、企業の金利改定リスク活動の影響を財務諸表に忠実に反映することであり、すべてのリスク管理活動を捕捉することではない。また、IASBは、リスク軽減会計が焦点を当てるのは、金利改定リスクに対するエクスポージャーを管理するための企業のリスク管理活動を表現することであり、リスク管理を規定又は制限することではないと決定した。

- BC12 本公開草案における提案の開発の全体を通じて、大半の利害関係者はこの目的を支持した。しかし、一部の利害関係者は、リスク軽減会計の同様に重要な目的は、金融資産及び金融負債が償却原価で測定され、金利改定リスクを管理するために使用されるデリバティブが純損益を通じて公正価値で測定される場合に純損益に生じる会計上のミスマッチを解消することであるという意見であった。
- BC13 IFRS第9号のBCZ4.63項で説明しているように、「IASBの見解によれば、財務報告は、その結果がより関連性の高い情報を与えるものとなる場合にはいつでも、認識される会計上のミスマッチを消去する機会を企業に提供することで最善のものとなる」。したがって、IASBは、リスク軽減会計の適用は会計上のミスマッチの解消をもたらすが、提案している要求事項の主要な目的は、企業のリスク管理活動を可能な範囲で財務諸表に忠実に反映することであると結論を下した。

リスク軽減会計の任意適用

- BC14 IASBは、リスク軽減会計の適用を要求すべきかそれとも許容すべきかを検討した。IASBは、リスク軽減会計を適用することを企業に要求するのは、適用の引き金となる具体的なリスク管理戦略及び活動を定義し記述することを意味することに留意した。さらに、企業の事業モデルには多様性があるため、このアプローチは企業のリスク管理活動に関しての透明性の低下も生じさせるであろう。
- BC15 任意適用に関し、IASBは、IFRS第9号におけるヘッジ会計の要求事項（任意である）とリスク軽減会計の要求事項との間の整合性を維持することの重要性を認識した。ヘッジ会計の要求事項と同様に、リスク軽減会計についての要求事項はIFRS会計基準における認識及び測定の要求事項に対する例外である。したがって、企業は、頑健な適格性の要件が満たされる場合にのみ、リスク軽減会計（又はヘッジ会計）を適用することを認められる。
- BC16 IASBは、リスク軽減会計が本来的に複雑であることにも留意した。リスクのモデリングにおいて必要となる専門知識並びにシステム及びプロセスへの関連する投資は企業に高いコストを課す可能性がある。強制的なリスク軽減会計の要求事項は、必要な専門知識又はプロセスを持たない企業がリスク軽減会計を適用しなければならなくなることを意味する。リスク軽減会計を任意とするならば、そうした企業は適用しないことを選択して、それにより関連するコストの発生を避けることができる。
- BC17 IASBは、比較可能性の改善が、リスク軽減会計の適用を企業に要求することの潜在的な便益となるかどうかも検討した。しかし、IASBは、強制適用における比較可能性の

増大が関連するコストを上回るとは予想されないと結論を下した。

- BC18 したがって、IASBは、リスク軽減会計の適用を企業に要求することの追加的な便益（あるとしても）は導入及び継続的適用のコストを上回らないであろうと結論を下し、そのためリスク軽減会計を任意とすることを提案している。

リスク軽減会計の範囲

- BC19 IASBは、大半の企業が、金融資産及び金融負債から生じる金利改定リスクを、金利改定リスクに対する正味エクスポージャーを算定するために、金融商品から生じる金利改定リスクを集約することによって管理していることに着目した。企業はそれから正味金利改定リスク・エクスポージャーをリスク管理活動の出発点として使用している。金融商品の基礎ポートフォリオから生じる正味金利改定リスク・エクスポージャーが頻繁に変動する場合、企業のリスク管理活動も頻繁に変化することになる。
- BC20 市場金利の変動が企業の財務業績に影響を与える程度は、固定金利と変動金利の金融資産及び金融負債の混合比率に応じて決まる。多くの企業は自らのリスク管理戦略を達成するためにリスク管理活動（一般的にはデリバティブの使用を伴う）を実行する。
- BC21 金利改定リスクを企業の所定のリスク限度内に保つため、企業は通常、変動性を次のようにして低減させる。
- (a) 利益の変動性 — 市場金利が変動する際の金利収益と金利費用との間の差異の変動性を低減させることによって、企業はある期間に係る利益の変動性に対するエクスポージャーを実質的に低減させる。
 - (b) 経済価値の変動性 — 金融資産、金融負債及び将来の取引の公正価値を「保護」することによって、企業はベンチマーク金利が変動する際のこれらの金融商品の経済価値の変動に対するエクスポージャーを実質的に低減させる²。
 - (c) 両方を、ただし異なる期間帯で低減させる。
- BC22 リスク管理戦略の一部として、企業によっては、短期的には利益、長期的には経済価値に重点を置く場合がある。
- BC23 リスク管理戦略及び活動は企業ごとに多様であるため、IASBは、リスク軽減会計が財務諸表利用者に最も有用な情報を提供する一般的な特性に焦点を当てた。

金利改定リスクを生じさせる事業活動

- BC24 IASBの見解では、リスク軽減会計が目的を達成するためには、事業活動が金利改定リスク・エクスポージャーの頻繁な変動がある金融商品を生じさせる企業についてリスク軽減会計を認めるべきである。

² 金融サービス・セクターでは、「経済価値」は「持分の経済価値(economic value of equity)」(銀行で幅広く使用されているリスク指標)と呼ばれることがある。

リスク軽減会計

軽減利率に対しての純額ベースでの金利改定リスクの管理

- BC25 IASBは、企業が金利改定リスクを純額ベースで管理するためには、異なる基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクをリスク管理戦略に従って集約し軽減する対象となる利率（軽減利率）を識別することが必要であることを認識した。
- BC26 軽減利率は、企業が金利改定リスク・エクスポージャーを集約し軽減するために使用する具体的なベンチマーク金利であることが多い。企業が複数の軽減利率を定めている場合がある。例えば、異なる通貨建の基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクを別々に管理している場合である。
- BC27 企業が金利改定リスク・エクスポージャーを軽減する場合、軽減利率の変動に起因する基礎ポートフォリオのキャッシュ・フロー又は公正価値の潜在的な変動性を効果的に低減させる。IASBは、軽減利率が基礎ポートフォリオの中の金融商品の独立に識別可能で信頼性をもって測定可能なリスク要素であることを要求すべきかどうかを検討した。そうしたアプローチは、金利リスク要素のヘッジ対象としての指定に関連するIFRS第9号の6.3.7項(a)における要求と一致する。この要求は実務においてよく理解されているが、IASBは、リスク軽減会計は現行のヘッジ会計の要求事項と整合的である必要はないと結論を下した。
- BC28 さらに、IASBの見解では、リスク軽減会計のために使用される軽減利率は、リスク軽減会計の目的に従って、リスク管理目的で考慮された実際のベンチマーク金利と整合的でなければならない。したがって、IASBは、ヘッジ会計の場合のように、軽減利率が基礎ポートフォリオの独立に識別可能なリスク要素であることを要求するのは適切ではないと結論を下した。

正味金利改定リスク・エクスポージャーの算定のための体系的プロセス

- BC29 IASBは、企業は正味金利改定リスク・エクスポージャーを、金融商品のポートフォリオから生じる金利改定リスク・エクスポージャーを集約することによって算定するであろうことに留意した。正味金利改定リスク・エクスポージャーをこの方法で算定する企業は、内部での資金調達又は移転価格設定メカニズムに基づいて、個々の事業部から生じるリスクを中央集権的な財務機能に移転する場合がある。
- BC30 正味金利改定リスク・エクスポージャーの算定のためのこの体系的プロセスは、企業のリスク管理活動の出発点である。企業によっては、事業部と財務部門との間の内部デリバティブのポジション又は代理的な内部のローン又は預金のポジションを使用して、それらの事業部が組成又は発行した基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクを複製する場合がある。基礎ポートフォリオに含まれる金融商品の多様な契約上の特徴にかかわらず、金利改定リスク管理の目的上、金融商品は集約され、完全に代替可能である。
- BC31 IASBは、正味金利改定リスク・エクスポージャーの算定には、単純に数個の個別項目又はポートフォリオを組み合わせるよりも包括的なアプローチが必要となると結論を下した。後者（単純に組み合わせる）のアプローチは、(IFRS第

9号の6.6.1項から6.6.6項に従って) 項目グループについてのヘッジ会計の要求事項を適用することによって、より適切に反映されるであろう。

リスク管理活動の性質

BC32 IASBは、企業が、状況に応じて、リスク管理戦略を決定する際に、金利改定リスクのさまざまな側面に焦点を当てる場合があることを理解した。金利改定リスクを定量化する際に、キャッシュ・フローの変動に焦点を当てる企業もあれば、公正価値の変動に焦点を当てる企業もあり、両者を考慮してバランスを達成することを目的とする企業もある。IASBの見解では、リスク軽減会計は企業のリスク管理活動の影響をすべての場合において反映するのに役立つ可能性がある。

リスク軽減会計が適用されるレベル

BC33 IASBは、リスク軽減会計が本公開草案の7.1.3項で述べた目的を達成するためには、金利改定リスクが管理されているレベルで適用しなければならないと結論を下した。したがって、リスク軽減会計は、個々の金融商品又は金融商品のグループのレベルで適用されるヘッジ会計とは異なる。

BC34 リスク軽減会計は、報告企業のリスク管理戦略を反映するものであり、当該戦略が基礎とするモデルは集権化されている場合も分権化されている場合もある。したがって、報告企業がリスク軽減会計を適用する方法を決定する際に、連結グループ内の企業間でのリスク管理戦略の相違を考慮すべきである。

正式な文書化の要求事項

BC35 リスク軽減会計は、ヘッジ会計と同様に、IFRS第9号における認識及び測定の要求事項のいくつかに対する例外を伴う。さらに、IASBは、企業はリスク軽減会計の適用をリスク管理戦略に基づいて選択するので、恣意的な会計上の結果を達成するための事後的判断又は実務の使用を避けるため、企業にはリスク軽減会計をどのように適用するのかに関する正式な文書化を提供することを企業に要求すべきであると結論を下した。

BC36 しかし、IASBは、多くの企業のリスク管理活動が頻繁に変化する性質のものであることから、正式な文書化が焦点を当てるべきなのは、企業が金利改定リスクを軽減しリスク軽減会計を適用するために使用している方法及びアプローチを説明することであり、軽減すべき金利改定リスクの金額を特定することではないと決定した。

BC37 正式な文書化は、企業が金利改定リスクをどのように管理しているのかの証拠を提供することになる。これには、どのように金利改定リスクを識別して軽減し、リスク軽減目的を定義し、正味金利改定リスク・エクスポージャーの予想外の変動の影響を捕捉しているのかが含まれる。文書化は、企業がリスク軽減会計を適用することに適格であるという証拠も提供することになる。

正味金利改定リスク・エクスポージャー

基礎ポートフォリオ

- BC38 IASBは、企業が基礎ポートフォリオを明確に識別することの重要性を認識した。リスク軽減会計を適用する目的上、金利改定リスクに対する企業のエクスポージャーは、正味金利改定リスク・エクスポージャーと呼ばれ、企業は金利改定リスクについて純額ベースで管理しているすべての基礎ポートフォリオを含めることを要求される。
- BC39 IASBは、金融商品を基礎ポートフォリオに含めるための適格要件を設けることが、リスク軽減会計と企業のリスク管理活動との間に緊張関係を生じさせる可能性があるかどうかを検討した。しかし、IASBは、適格要件を設けることはリスク軽減会計が次の場合にのみ適用されることを確保するために必要であろうと結論を下した。
- (a) 金融商品が金利改定リスクに対する企業のエクスポージャーに影響を与え、かつ、
 - (b) 金利改定リスクを軽減するためのデリバティブの使用が、純損益における会計上のミスマッチを生じさせる。

償却原価で測定する金融資産及び金融負債

- BC40 IASBは、償却原価で測定する金融資産及び金融負債は金利改定リスクに対する企業のエクスポージャーに影響を与えると結論を下した。市場金利の変動は当該金融商品のキャッシュ・フロー又は公正価値のいずれかの変動性を生じさせるからである。また、IASBは、これらの金融商品が、企業が金利リスクをヘッジするためにヘッジ会計を現在適用している金融商品の大多数を占めていると判断した。さらに、リスク軽減会計が適用されないならば、これらの金融商品から生じる金利改定リスクを軽減するためのデリバティブの使用により、純損益において会計上のミスマッチが生じる。
- BC41 IASBは、一部の金融資産又は金融負債は、個々にではなくポートフォリオのベースで評価した場合にのみ金利改定リスクに対する企業のエクスポージャーに影響を与えることを認識した。利害関係者が指摘することの多い例は、要求払預金などの要求払の金融負債である。IFRS第13号「公正価値測定」は、要求払の特徴を有する金融負債の公正価値測定は、要求払の金額の現在価値を下回ることができないと述べている。したがって、会計の目的上、要求払の金融負債は、即時に引き出すことができるので、名目金額又は要求払の金額で測定される。
- BC42 しかし、IASBは、要求払の負債は金融商品の保有者による通知がほとんど又は全くなしに引き出すことができるが、実務では、保有者が受け取る利息がないか又は低利であるのかにかかわらず、かなり安定的で長期となる場合があることに着目した。これらの要求払の負債の名目金額及び期限は、通常、さまざまな要因（マクロ経済的要因並びに既存及び新規の保有者の予想される行動を含む）の影響を受ける。この顧客の行動により、企業は要求払預金のポートフォリオのうち市場金利の変動に敏感ではないと考えられる

部分を識別し、この部分をリスク軽減の目的上は固定金利の負債として扱うことが多い。

- BC43 IASBは、金融商品が金利改定リスクに対する企業のエクスポージャーに対して与える影響をポートフォリオのベースで算定することは、金利改定リスクを純額ベースで管理することと整合的であると決定した。したがって、ポートフォリオのベースで評価する場合にのみ金利改定リスクに対する企業のエクスポージャーに影響を与える金融商品は、基礎ポートフォリオに含めることに適格である。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

- BC44 利害関係者は、企業のリスク管理戦略の一部として、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産が、金利改定リスクを管理する際に、償却原価で測定する金融資産と一緒に考慮されることが多いとも述べた。このアプローチは、両方の種類の金融資産が金利改定リスクに対する企業のエクスポージャーに影響を与え、純損益において類似した特性を有するという事実を反映している。
- BC45 IASBは、これらの金融資産及び関連するデリバティブは財政状態計算書において公正価値で測定されるが、現行の測定の要求事項を適用する企業は、依然として純損益計算書において会計上のミスマッチを有することになること認識した。会計上のミスマッチが生じるのは、金融資産に係る公正価値利得又は損失はその他の包括利益に認識される（IFRS第9号の5.7.10項に示されている実効金利法を使用して純損益に認識される利息の金額は除く）が、デリバティブに係る公正価値利得又は損失は純損益に認識されるからである。
- BC46 したがって、IASBは、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、正味金利改定リスク・エクスポージャーの算定の目的上、基礎ポートフォリオに含めることに適格であると決定した。この決定に至るにあたり、IASBは次のことに留意した。
- (a) リスク軽減会計は基礎ポートフォリオの測定には影響を与えない。したがって、リスク軽減調整額は、基礎ポートフォリオの公正価値変動の二重計上の可能性を生じさせない。
 - (b) リスク軽減会計の適用により、純損益における会計上のミスマッチが、償却原価で測定する金融商品の場合とほぼ同じ方法で解消されることになる。しかし、その他の包括利益におけるミスマッチは残る場合がある。

純損益を通じて公正価値で測定する金融商品

- BC47 IASBは、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債を、正味金利改定リスク・エクスポージャーの算定の目的上、基礎ポートフォリオに含めることに適格なものとするべきかどうかを検討した。純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の一部は、償却原価で測定する金融商品と同様に金利改定リスクに対する企業のエクスポージャーに影響を与える可能性がある。例えば、元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを有するもの以外の金融資産である。

リスク軽減会計

BC48 しかし、IASBは、このような金融商品に係る公正価値利得又は損失は、リスクを軽減するデリバティブに係る利得又は損失が認識されるのと同じ期間に純損益に認識されることに留意した。したがって、リスク軽減会計を適用することのできる純損益における会計上のミスマッチはないことになる。このため、IASBは、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品は基礎ポートフォリオに含めることに適格ではないと決定した。

資本性金融商品

BC49 資本性金融商品の中には、金融負債と同様の債務類似の特徴を有するものがある。例えば、裁量的な契約上の金利又はクーポン率を有する金融商品である。リスク管理の目的上、企業は、金利改定リスクに対する企業のエクスポージャーを算定する際に、これらの資本性金融商品を含めることが多い。結果として生じる金利改定リスクを軽減するためにデリバティブが使用される場合、裁量的な利息支払は資本（Equity）に認識されるため、純損益における会計上のミスマッチが生じることになる。

BC50 しかし、IASBは、資本性金融商品が金利改定リスクに対する企業のエクスポージャーに与える可能性のある影響にかかわらず、資本性金融商品は基礎ポートフォリオに含めることに適格ではないと決定した。資本（Equity）に認識される利息又はクーポンの支払は純損益にどの時点でも影響を与えないからである。したがって、リスク軽減会計の適用は、純損益を通じたデリバティブの測定から生じる会計上のミスマッチを解消も軽減もしないことになる。

将来の取引

BC51 金利改定リスクを純額ベースで管理する企業は、一般的に、軽減対象期間中に発生すると見込まれる将来の取引に関連する金利改定リスクに対するエクスポージャーも考慮する。将来の取引は、金利改定リスクに対する企業のエクスポージャーにさまざまな形で影響を与える可能性があり、金利改定の影響は、企業が当該リスクの識別、測定及び管理を信頼性をもって行うことができる範囲で含まれる。

BC52 IASBは、将来の取引には、確約されたもの（確定約定）と確約されていないもの（予定取引）の両方が含まれることに留意した。IFRS第9号の付録Aで定義されているように、確定約定（例えば、ローン・コミットメント）は、将来の取引に関する利率（価格）を定める拘束力のある契約である。このような取引は、定義上、発生する可能性が高く、したがって当該取引が金利改定リスクに対する企業のエクスポージャーに対して与える影響は、認識された金融資産及び金融負債の場合と同じ方法で算定することができる。したがって、IASBは、このような将来の取引は基礎ポートフォリオに含めることに適格であると決定した。

BC53 しかし、将来取引が予想されてはいるが未だ確約されてはいない場合には、このような取引が金利改定リスクに対する企業のエクスポージャーにどのように影響を与える可能性があるのかに関しての不確実性が大きくなる。利害関係者は、金利改定リスクに対するエクスポージャーの動的な性質により、一部の金融商品は決済される際に再投資又は

再調達されると見込んでいると述べた。これらの将来の取引は未だ契約で合意されていないので、企業はこのような予想される再投資又は再調達を変動金利のエクスポージャーとして扱う。

BC54 IASBは、この仮定は、金融資産の返済により受領した現金の投資、又は金融負債を決済するために必要とされる現金の借入が、変動金利の金融商品として行われると仮定するのと同様であると考えた。IASBは、企業が基礎ポートフォリオに含まれている金融商品を変動金利の金融商品として再投資又は再調達することができる場合には、当該企業はその再投資又は再調達が金利改定リスクに対する企業のエクスポージャーに与える影響を信頼性をもって測定できるはずであることにも留意した。したがって、IASBは、このような取引が基礎ポートフォリオに含めることに適格であるために、可能性が非常に高いことは要求しないことを決定した。このため、IASBは、基礎ポートフォリオの中の金融商品の再投資又は再調達は、企業が合理的で裏付け可能な情報に基づいてそうした取引が発生すると見込んでいる場合には、基礎ポートフォリオに含めることに適格であると決定した。

BC55 これと対照的に、IASBは、金利改定リスクに対する企業のエクスポージャーに固定金利の金融商品として影響を与えると見込まれる確約されていない将来の取引（予定取引）に関連する重大な不確実性があることに留意した。IASBは、このような将来の取引が金利改定リスクに対するエクスポージャーに与える影響は、ポートフォリオのベースで算定されることを認識した。これは個々の金融商品のベースでの評価よりも信頼性が高い。しかし、IFRS第9号におけるヘッジ会計の要求事項では、ヘッジ対象として適格となるためには、予定取引は発生する可能性が非常に高くなければならない。したがって、IASBは、予定取引が基礎ポートフォリオに含めることに適格であるには、可能性が非常に高いことを要求することを決定した。

ヘッジ対象エクスポージャー

BC56 審議中に、IASBは、企業が正味金利改定リスク・エクスポージャーを算定する際に、金利改定リスク以外のリスクについて適格なヘッジ関係においてすでに指定している金融商品を含めることができるかどうかを検討した。IASBは、基礎ポートフォリオに含めるのは同一通貨建の金融資産及び金融負債のみとすべきかどうかも検討した。

BC57 IASBは、異なる通貨建の基礎ポートフォリオは、異なる経済環境に連動している結果として通常は異なるリスク特性を有することに留意した。したがって、基礎ポートフォリオに異なる通貨建の金融商品を含める場合、為替リスクが金利改定リスクとともにポートフォリオに持ち込まれる可能性がある。

BC58 利害関係者は、一般的には、機能通貨の市場流通性の不足により、機能通貨以外の通貨での資金調達又は貸付金の組成を行うと説明した。しかし、リスク管理の目的上、これらの外貨建の金融資産又は金融負債は、金利改定リスクを管理する際に必ずしも区別して評価されない。したがって、これらの利害関係者は、IASBが金融商品を純粋に当該金融商品が表示されている通貨に基づいて異なる基礎ポートフォリオに配分することを

リスク軽減会計

要求するとした場合、多くの金融商品について、この配分は恣意的となり、企業が金利改定リスクをどのように管理しているのかを忠実に表現しないこととなるという懸念を示した。

- BC59** IASBは、リスク軽減会計の開発にあたっての目的は、企業が金利改定リスクをどのように管理しているのかの経済的影響を財務諸表に反映することであったことに留意した。この理由で、IASBはその代わりに、企業が金融商品を基礎ポートフォリオに配分し、可能な限り密接に、企業が金利改定リスクをどのように管理しているのかに基づいて、リスク軽減会計を適用することを認めることを決定した。
- BC60** 企業が、企業を複数のリスク（例えば、金利リスク及び為替リスク）に晒す金融商品を有している場合がある（IFRS第9号に関する結論の根拠のBC6.160項参照）。しかし、企業はそれぞれのリスクについて異なるリスク管理戦略を有している場合がある。例えば、金利改定リスクを管理する際に、企業が為替リスクを通貨スワップで個々の金融商品のベースで管理して、結果として生じる機能通貨のポジションを他の金融商品と純額ベースで考慮する場合がある。同様に、企業は金利リスクに起因するキャッシュ・フロー又は公正価値の変動性を個々の金融商品のベースでヘッジし、金利改定リスクに対するエクスポージャーを純額ベースで算定する際にヘッジ対象とヘッジ手段とを組み合わせた影響を考慮する場合がある。
- BC61** IASBは、IFRS第9号の6.3.4項が、企業がヘッジ対象として、エクスポージャーとデリバティブの組合せである集約されたエクスポージャーを指定することを認めていることに留意した。デリバティブは単独では基礎ポートフォリオに含めることに適格ではないが、IASBは、デリバティブと金融資産又は金融負債との組合せは金利改定リスクに対する企業のエクスポージャーに影響を与える可能性があることを認識した。したがって、IASBは、一部のヘッジ対象エクスポージャーは基礎ポートフォリオに含めることに適格であると決定した。ヘッジ対象エクスポージャーを含めるためには、企業はヘッジ関係をIFRS第9号の第6章に従って指定することが要求される。
- BC62** IASBは、ヘッジ対象エクスポージャーは次の場合には基礎ポートフォリオに含めることに適格であると決定した。
- (a) ヘッジ対象自体は、基礎ポートフォリオに含めることに適格である金融商品である。
 - (b) ヘッジ対象とヘッジ手段との組合せの影響は、金利改定リスクに対する企業のエクスポージャーを変化させる。言い換えると、ヘッジ関係の影響の全体を基礎ポートフォリオに含めなければならない。
- BC63** IASBは、ヘッジ関係を指定することを企業に要求することは、異なるリスク・エクスポージャーの間での二重計算のリスクを最低限にすると考えている。リスク軽減会計の適用は、基礎ポートフォリオに含まれている金融商品を企業がどのように測定するのかを変化させないからである。

正味金利改定リスク・エクスポージャーの算定

- BC64 IASBは、企業が金利改定リスクを純額ベースで管理する場合、異なる基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクをリスク管理の目的上は代替可能なものとして扱い、リスク管理活動を決定するにあたりそうしたリスクの発生源を区別していないことに着目した。IASBは、正味金利改定リスク・エクスポージャーを算定する企業は、基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクを、予想される金利改定日に基づく金利改定期間帯を使用して集約することとなることにも留意した。IASBは、正味金利改定リスク・エクスポージャーは、リスク管理活動に情報を与えるために使用される金利改定リスク・エクスポージャーと整合していなければならないので、金利改定リスクを集約するために予想される金利改定日の使用を要求することは、リスク軽減会計を適用するための頑健な基礎を提供することになると結論を下した。
- BC65 IASBは、正味金利改定リスク・エクスポージャーは、企業のリスク管理戦略に応じて、さまざまな方法を使用して測定できることに着目した。リスク尺度の中には、キャッシュ・フローの変動性に焦点を当てるもの（例えば、満期ギャップ分析）もあれば、公正価値の変動性に焦点を当てるもの（例えば、1ベースポイントの現在価値又はPV01）もある。IASBは、正味金利改定リスク・エクスポージャーを、企業がリスク管理戦略の一部として金利改定リスクを定量化するために使用している測定を使用して算定することを企業に要求することを決定した。IASBの見解では、リスク管理活動を行うために使用するのと同じ測定の使用を企業に要求することは、企業が金利改定リスクをどのように管理しているのかを財務諸表によりよく反映するという目的と整合する。
- BC66 IASBは、リスク軽減会計を適用する企業間の比較可能性の増大を確保するために、金利改定期間帯（「タイム・バケット」と呼ばれることが多い）を定めるにあたって使用することを要求される詳細さのレベルを定めるかどうかを検討した。しかし、IASBは、これに関して具体的な要求事項を含めないことを決定した。含めても企業のリスク管理実務を必ずしも反映せず、したがってリスク軽減会計の目的と不整合となるからである。その代わりに、IASBは、金利改定期間帯の長さ及び数を、企業がリスク管理目的で金利改定リスクに対するエクスポージャーを算定する方法と整合的な方法で決定することを企業に要求することを決定した。
- BC67 IASBは、正味金利改定リスク・エクスポージャーは、軽減対象期間にわたる基礎ポートフォリオに含まれた金融商品から生じる金利改定リスクの集約から算出される（金利改定期間帯ごとの）金利改定リスクのポジションであると提案している。したがって、企業は正味金利改定リスク・エクスポージャーを算定するために合理的で裏付け可能な情報（すべての関連性のある要因を含む）を考慮することが必要となる。そのような要因には、基礎ポートフォリオの中の金融商品の契約上及び行動上の特性が含まれる。

資本（Equity）の管理

- BC68 本公開草案における提案の開発中に、利害関係者は、金利改定リスク管理活動の一部として、資本（Equity）（すなわち、金融資産と金融負債との間の残余）を安定的な現金及び流動性の非常に高い金融資産の資金調達として、モデル化していると述べた。これ

リスク軽減会計

らの利害関係者は、資本（Equity）を利息の付かない資金調達源と考え、企業に実質的に0%の金利で資金を提供する固定金利の負債（要求払の金融負債とほぼ同様）とみなしている。このアプローチは、一般的にエクイティ・モデリング又はエクイティ・モデル・ブックと呼ばれる。

BC69 IASBは、企業は金利改定リスクがどの程度まで企業の変動金利の金融資産から生じるのかを算定するために、さまざまなアプローチを使用できることを認識した。IASBの見解では、企業の金利改定リスク管理活動の一部として、資本（Equity）を現金及び流動性の非常に高い金融資産（基礎ポートフォリオに含めることに適格である場合）から生じる金利改定リスクの代用としてモデル化することは、企業の資本性金融商品から生じる金利改定リスクに対するエクスポージャーを軽減することとは異なる。したがって、IASBは、BC68項に記述したアプローチは財務諸表に反映される企業のリスク軽減活動の経済的影響を変化させないと結論を下した。IASBは、資本（Equity）は財務報告の目的上は残余であり（「概念フレームワーク」の4.63項参照）、したがって基礎ポートフォリオに含めることに適格ではない（たとえリスク軽減会計において代用として使用される場合があるとしても）という見解を維持する。

指定デリバティブ

BC70 基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクに対するエクスポージャーを軽減する企業は、金利改定リスクに起因するキャッシュ・フロー及び公正価値の変動性に対するエクスポージャーを軽減するためにデリバティブに依拠することが多い。リスク軽減会計モデルは、金利リスクの一形態である金利改定リスクについて具体的に開発されている。したがって、IASBは、指定デリバティブには金利デリバティブのみを含めることを決定した。

BC71 IASBは、単純な金利スワップが金利改定リスクの管理のために使用されている最も一般的な種類の金利デリバティブであることを認識した。しかし、本公開草案は、どの金利デリバティブもリスク軽減会計の適用の目的上、指定デリバティブとなる可能性があるとして提案している。これには、ベシス・スワップ、先日付スワップ、金利先渡契約及び金利先物のほか、オプション及びスワップションが含まれる。

BC72 本公開草案における提案を開発した際に、IASBは、リスク軽減会計とヘッジ会計（IFRS第9号の第6章に記述）はリスクを軽減するためのデリバティブの使用という点で類似していることに留意した。したがって、IASBは、ヘッジ会計の要求事項の一部はリスク軽減会計の文脈において関連性がある場合があると考えた。例えば、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係があるという要求及び信用リスクの影響が当該経済的関係から生じる価値変動に著しく優越するものではないという要求である。

BC73 しかし、IASBは、企業はリスク軽減会計をリスク管理戦略及びデリバティブを使用して金利改定リスクを軽減するために行っている活動と整合的な方法で適用することを要求されることに留意した。したがって、IASBは、指定デリバティブと軽減される金利

改定リスクの量との中の経済的関係はリスク軽減会計の要求事項の本来的な部分であると結論を下した。このため、経済的関係に関しての具体的な要求は不要である。

- BC74 IASBは、信用リスクの影響に関する具体的な要求を含めるべきかどうかを検討した。指定デリバティブは報告企業の外部の相手先とのものであることを要求されるので、信用リスクがこれらのデリバティブの価値変動に影響を与える可能性がある。IASBは、いずれかの当事者の債務不履行のリスクを最小限にするために、デリバティブが中央清算機関を通じて取引されることがますます一般的となっていることを認識した。したがって、信用リスクは大半の指定デリバティブの価値変動には影響を与えないと見込まれる。しかし、すべてのデリバティブが中央清算機関を通じて取引されるわけではなく、そうでないデリバティブの価値変動に信用リスクが影響を与える可能性がある。したがって、IASBは、デリバティブは公正価値変動が信用リスクに左右される場合には、指定デリバティブに含めることに適格ではないと定めることを決定した（本公開草案の7.3.2項参照）。
- BC75 IASBは、IFRS第9号におけるヘッジ会計の要求事項で課されている制限と同様に、売建オプションの指定デリバティブとしての使用に対する制限を提案している。この制限は、指定デリバティブが金利改定リスクを増大させるのではなく軽減するために使用されることを確保することを意図したものである。
- BC76 IASBは、デリバティブの名目金額の一定割合がリスク軽減会計に適格である可能性があることを定めることも決定した（本公開草案の7.3.6項参照）。しかし、企業はデリバティブが残存する期間の一部分のみについてデリバティブを指定することは認められない。デリバティブ金融商品は単一の公正価値測定値を有するものであるからである。
- BC77 IASBは、指定デリバティブとして含めたデリバティブが金利改定リスクを軽減する目的で保有されている場合に、企業が当該デリバティブを任意に除外することは認められないと提案している。この要求は、企業が特定の会計上の結果を達成するためにデリバティブを含めたり除外したりすることを防ぐことになる。しかし、IASBは、金利改定リスクに対する企業のエクスポージャーは頻繁に変動し、指定デリバティブの変更又は調整が必要となる可能性があることも認識した。そうした変更は、相殺するデリバティブ若しくは新たなデリバティブの締結、又は相手先との指定デリバティブの清算を含む可能性があり、リスク軽減会計の中止は生じない。

リスク軽減会計の適用

リスク軽減目的

- BC78 利害関係者は、金利改定リスクを純額ベースで管理する際に、彼らの目的はリスク限度内に収まる金利改定リスクに対する残余エクスポージャーを達成することであると述べた。しかし、期間ごとに一貫して特定のリスク・エクスポージャーを達成することは目的としておらず、目標エクスポージャーはさまざまな要因に基づいて頻繁に変動する。

リスク軽減会計

BC79 したがって、IASBは、リスク軽減目的を、企業がデリバティブの使用によって軽減することを意図している金利改定リスクの量として定義することを決定した。しかし、リスク軽減会計が頑健であることを確保するため、IASBはリスク軽減目的が次のようなものであることを要求することを決定した。

- (a) 正味金利改定リスク・エクスポージャーを、企業のリスク管理戦略に示されているリスク限度内の量まで軽減することを目的とする。
- (b) 企業が指定デリバティブの使用によって軽減することを意図している金利改定リスクの量によって証明される。
- (c) ある金利改定期間帯において利用可能な正味金利改定リスク・エクスポージャーの量を超えない。

BC80 IASBの見解では、リスク軽減目的に関するこれらの要求事項は、リスク軽減会計が、指定デリバティブが金利改定リスクをどの程度まで軽減するのかを忠実に表現することを確認することになる。そうしない場合、企業が基礎ポートフォリオに基づけば晒されない金利改定リスクをデリバティブが生じさせる場合がある。

BC81 IASBは、リスク軽減目的を定める最低限若しくは最大限の期間を定めるべきか、又はリスク軽減目的を企業の内部報告期間（例えば、週次又は月次）と整合する頻度で定めることを企業に要求するべきかどうかを検討した。しかし、IASBは、企業がリスク管理活動を行う頻度は、基礎ポートフォリオに含まれる金融商品の変更又は経済状況の変化などの状況に応じて異なる場合があることに留意した。IASBの見解では、最低限又は最大限の期間を定めることは恣意的となる。リスク軽減目的を企業が経営者に内部的に報告する頻度に基づいて定めることを要求することは、今度は、企業の実際のリスク管理活動と企業の財務諸表に反映されるものとの間に正当化できない相違を生じさせる可能性がある。したがって、企業が金利改定リスクをどのように管理しているのかを反映するという目的を達成するために、IASBは、企業がリスク軽減活動を行うごとにリスク軽減目的を定めることを要求することを決定した。

BC82 企業のリスク管理活動は将来予測的であるため、IASBは、期間ごとのリスク軽減目的の変更は将来に向かってのみ適用され、過去の期間におけるリスク軽減会計の適用には影響を与えないと決定した。

ベンチマーク・デリバティブ

BC83 リスク軽減目的は、企業が正味金利改定リスク・エクスポージャーを定量化するために使用する測定に基づく金利改定リスクの絶対量であり、識別可能な金融商品又は帳簿価額を表すものではない。IASBは、企業はリスク軽減目的の価値変動を基礎ポートフォリオに含まれている金融商品を参照して測定することができないことに留意した。

BC84 したがって、IASBは、リスク軽減目的において定めている金利改定リスクの時期及び量を表すための理論的なデリバティブを企業が構築することを提案している。IASBの

見解では、指定デリバティブを単純にミラーリングするのではなく、ベンチマーク・デリバティブの基礎をリスク軽減目的で表される金利改定リスクの時期及び量に置くことで、ベンチマーク・デリバティブの価値変動が指定デリバティブの価値変動とは独立に測定されることが確保されるであろう。したがって、ベンチマーク・デリバティブは、キャッシュ・フロー・ヘッジに使用される仮想デリバティブと類似する（IFRS第9号のB6.5.5項からB6.5.6項参照）。

- BC85 リスク軽減目的は、ある時点で基礎ポートフォリオに含まれた金融商品の金利改定日に関する企業の予想並びに現在及び将来の経済状況に基づいて決定される。しかし、実際の結果は企業の予想と異なることが多く、基礎ポートフォリオに含まれている金融商品の金利改定が予想より早くなる場合も遅くなる場合もある。
- BC86 このような正味金利改定リスク・エクスポージャーの予想外の変動により、指定デリバティブが金利改定リスクを軽減しなくなる場合がある。その代わりに、合成による金利改定リスク・ポジションを偶然に作り出す可能性がある。したがって、IASBは、企業はベンチマーク・デリバティブを構築した後に、正味金利改定リスク・エクスポージャーをリスク軽減目的を下回るまで減少させる予想外の変動が発生した場合には、それらを調整することが要求されると決定した。
- BC87 すべての企業が、過大なコスト又は労力を掛けずに予想外の変動の影響を捕捉するために必要な調整を決定することができるような合理的で裏付け可能な情報に対するアクセスを有しているわけではない。企業がそうした情報を捕捉する能力は、基礎ポートフォリオにおける変動を追跡する具体性及び詳細さのレベルに依存する。したがって、IASBは、このような情報が過大なコスト又は労力を掛けないと入手可能ではない場合には、企業がその予想外の変動を直近のリスク軽減目的が定められた時点で発生したものとみなすことを提案している。IASBの見解では、この運用上の簡素化は、予想外の変動の影響を受ける金利改定リスクの量がその日現在で存在しなかったかのように正味金利改定リスク・エクスポージャーを調整することと同等となり、その時点で定められているリスク軽減目的がその量の分だけ低くなっていることを意味する。

リスク軽減調整額の認識及び測定

- BC88 企業が固定金利及び変動金利の金融資産及び金融負債を金利改定リスクの発生源を考慮せずに一緒に管理していて、そのためにデリバティブを使用している場合には、企業の金利改定リスク管理活動は、通常は二重の目的に役立つ。すなわち、
- (a) 公正価値の変動性の低減。これはデリバティブから生じる公正価値利得又は損失を企業が金利改定リスクの軽減に成功した範囲で繰り延べることによって反映される。
 - (b) キャッシュ・フローの変動性の低減。これはその後に関し金利収益及び金利費用を純損益に認識することによって反映される。
- BC89 したがって、IASBの見解では、リスク軽減調整額は、指定デリバティブが市場金利の変動による金利改定リスクに関連する変動性を軽減した程度を表すことになる。企業の

リスク軽減会計

指定デリバティブがリスク軽減目的を達成しなかった場合には、リスク軽減調整額に含められなかった利得又は損失は純損益に直ちに認識される。このアプローチは、IFRS第9号におけるヘッジ会計の要求事項の下でのヘッジ非有効部分の取扱いと同様である。

リスク軽減調整額の認識

- BC90 IASBは、企業はリスク軽減調整額を財政状態計算書に認識すると提案した際に、リスク軽減調整額に関連する権利又は義務は、基礎ポートフォリオ及び指定デリバティブを通じてすでに会計処理されている権利又は義務以外にはないことを認識した。そのため、IASBは、リスク軽減調整額を資産又は負債として財政状態計算書に認識することは、「概念フレームワーク」における資産又は負債の定義と整合しないことに留意した。
- BC91 しかし、「概念フレームワーク」は、状況によっては、IASBが一般目的財務報告の目的を満たすために「概念フレームワーク」の諸側面から離脱することが適切となる場合があることを認識している（「概念フレームワーク」のSP1.2項からSP1.3項参照）。
- BC92 IASBは、資産又は負債の定義に関して「概念フレームワーク」から離脱することは、リスク軽減会計の目的を果たすために正当化され得ると結論を下し、次のことに留意した。
- (a) リスク軽減調整額を財政状態計算書に認識することに対する代替案は、変動性の高い利得又は損失をその他の包括利益に認識することである。このアプローチは、リスク管理活動の経済現象を忠実に表現しない。さらに、混合した会計上の測定の実務の結果となるので、提案しているアプローチよりも財務諸表利用者にとって有用性の低い情報を提供することになる。
- (b) 離脱の範囲は特定のリスク管理戦略及び活動に限定される（本公開草案の7.1.4項参照）。

「低い方」という要求

- BC93 IASBは、企業がリスク軽減調整額を財政状態計算書において指定デリバティブの公正価値利得又は損失の累計額及びベンチマーク・デリバティブの公正価値利得又は損失の累計額のいずれか低い方で測定することを提案している（「低い方」という要求とも呼ぶ。本公開草案の7.4.8項参照）。この要求により、指定デリバティブの公正価値利得又は損失の累計額のうちベンチマーク・デリバティブの公正価値の変動累計額（正味金利改定リスク・エクスポージャーを表す）を超過するものが、純損益に直ちに認識されることが確保される。
- BC94 この要求は、IFRS第9号の6.5.11項におけるキャッシュ・フロー・ヘッジについての「低い方」という要求と類似している。IFRS第9号に関する結論の根拠のBC6.371項からBC6.374項に表現されている後者の要求についての論拠は、たとえリスク軽減調整額がその他の包括利益ではなく財政状態計算書に認識される場合であっても、リスク軽減会計にも適用すべきである。リスク軽減会計とキャッシュ・フロー・ヘッジ会計の要求

事項は、両方とも可能性の非常に高い予定取引並びに既存の金融資産及び金融負債の指定を認めている。IASBは、この2つのアプローチの間での類似性に留意した。それは、未だ存在していない基礎ポートフォリオに係る利得及び損失の認識並びに企業が金利改定リスク・エクスポージャーを軽減し足りなかった場合に生じる利得及び損失の認識に関する類似性である。

BC95 IASBは、この要求をリスク軽減会計に適用することの利点と欠点について審議した。主要な利点は、金利改定リスク管理の二重の目的に関する有用な情報を提供することである。この要求を適用することにより、企業はリスク管理の影響を次のようにして報告することになる。

(a) 財政状態計算書において一リスク軽減調整額を金利改定リスクの軽減に成功した範囲でのみ認識する。このアプローチは、企業のリスク管理の取組みに関する有用な情報を提供する。リスク軽減調整額は、基礎ポートフォリオの軽減されたキャッシュ・フロー又は公正価値変動が純損益に影響を与える時に純損益に認識すべき将来の便益を実質的に表すことになる。

(b) 純損益計算書において一リスク軽減調整額に含まれていない利得又は損失を純損益に直ちに認識する。リスクが軽減された範囲で、公正価値変動は、基礎ポートフォリオの正味金利収益又は経済価値が純損益に影響を与えるのと同じ（将来の）期間に認識される。このアプローチは、リスク軽減会計の影響を忠実に表現する。

BC96 この要求のもう1つの便益は、リスク管理活動の有効性に関するより直接的な情報の提供することである。リスク軽減会計は、企業のリスク管理行動が将来キャッシュ・フローの時期及び金額にどのように影響を与えるのかに関する情報及び企業の金利改定リスク管理活動の有効性に関する情報を伝える。

BC97 IASBの見解では、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計における要求の主要な欠点はリスク軽減会計では生じない。キャッシュ・フロー・ヘッジ会計では、この要求は財務諸表における非対称な認識を生じさせる。「ヘッジ手段の公正価値変動に比べて大きなヘッジ対象の公正価値変動から生じるヘッジ非有効部分が認識されないことになるからである」（IFRS第9号に関する結論の根拠のBC6.250項(b)参照）。

BC98 しかし、リスク軽減会計では、リスク軽減目的は企業が金利改定リスクを管理するために使用する指定デリバティブの名目金額を反映している。リスク軽減目的は、ベンチマーク・デリバティブの名目金額を決定し、それは正味金利改定リスク・エクスポージャーをモデル化する。これは概念上のミスマッチのリスクがほとんど又は全くないことを意味する（リスク軽減調整額の超過額の影響は除く）。満期のミスマッチ、ベシス・リスク又は指定デリバティブとベンチマーク・デリバティブとの間のその他の差異から生じるリスク軽減調整額に含まれない利得又は損失は、純損益に直ちに認識される。そうした利得又は損失は、指定デリバティブに関する情報を提供する。それは流動性及びその他の経済的要因について選択されることが多い。

リスク軽減会計

- BC99 IASBは、企業が本公開草案の第30L項及び第30M項におけるIFRS第7号「金融商品：開示」についての要求事項案に従ってリスク軽減の程度を開示することを提案している。提案している開示は、財政状態計算書との組合せにより、企業がリスク管理戦略及び関連する活動を実行した後に持続する軽減されていない残高に対する知見を提供することになる。ベンチマーク・デリバティブを正味金利改定リスク・エクスポージャーの予想外の変動を考慮に入れるように更新することは、リスク軽減調整額に含まれていない利得及び損失が純損益に直ちに認識される結果を生じさせ、そうした変動に関する有用な情報を財務諸表利用者に提供する。
- BC100 審議の間に、IASBは、本公開草案の7.4.8項における「低い方」という要求は累積的な要求となり、企業によるリスク軽減会計の適用開始から開始する旨を強調した。特定の期間についてリスク軽減調整額に含まれていない利得及び損失は、企業が「低い方」という要求を将来の期間において適用する際に引き続き考慮され、純損益計算書において一定期間にわたり報告される。

リスク軽減調整額の超過額

- BC101 一部の利害関係者は、企業が構築されたベンチマーク・デリバティブを正味金利改定リスク・エクスポージャーの予想外の変動がリスク軽減目的が直前に定められた日に発生していたかのように調整することとした場合、リスク軽減調整額はすべての予想外の変動の影響のすべてを捕捉しない場合があるという懸念を示した。企業がリスク軽減目的を頻繁に変更する場合があるので、正味金利改定リスク・エクスポージャーの予想外の変動は過去の期間に関するベンチマーク・デリバティブにも影響を与える可能性がある。
- BC102 企業がベンチマーク・デリバティブを当期及び過去の期間についての予想外の変動について調整したとした場合、リスク軽減調整額は全額が実現されると見込まれる。しかし、企業が正味金利改定リスク・エクスポージャーの予想外の変動の影響を算定できないとした場合、又は合理的で裏付け可能な情報が過大なコスト又は労力を掛けないと入手できないとした場合には、リスク軽減調整額が全額は実現されない場合がある。例えば、基礎ポートフォリオの期限前返済又はその他の予想外の変動が、指定デリバティブが将来においてキャッシュ・フロー及び公正価値の変動性をどの程度まで軽減するのかに影響を与える可能性がある。
- BC103 IASBは、リスク軽減目的を定める際に、大半の企業は正味金利改定リスク・エクスポージャーのすべてを軽減することを目的としていないことに留意した。したがって、IASBは、大半の場合、正味金利改定リスク・エクスポージャーの予想外の変動はリスク軽減調整額の実現に影響を与えないと見込んでいる。しかし、IASBは、状況によっては、予想外の変動の程度が非常に高いため企業がリスク軽減のすべてを実現することができない場合があることを認識した。
- BC104 したがって、IASBは、各報告日に、ベンチマーク・デリバティブが調整されていない基礎ポートフォリオの予想外の変動の影響により、リスク軽減調整額が全額は実現されないという兆候があるかどうかを評価することを企業に要求すると提案している。

BC105 IASBの意図は、この評価が報告日現在の正味金利改定リスク・エクスポージャーに含まれている基礎ポートフォリオのスナップショットに基づく合理性テストとして役立つことであった。この評価及びリスク軽減調整額の超過額の純損益への認識により、リスク軽減調整額が、軽減対象期間にわたって実現される基礎ポートフォリオのキャッシュ・フロー又は公正価値に金利改定リスクが与えると見込まれる影響を引き続き表現することが確保される。

正味金利改定リスク・エクスポージャーの現在価値の計算

BC106 IASBは、リスク軽減調整額が軽減対象期間にわたって全額が実現すると企業が見込んでいない場合には、企業はその超過額を純損益に直ちに認識しなければならないと結論を下した。この超過額を計算するための最も適切な方法について審議するにあたり、IASBは、当該測定はリスク軽減会計の基礎となっている原則と整合的であるべきであり、過大なコスト又は労力を必要とすべきではないことに留意した。

BC107 IASBは、リスク軽減調整額の全額が実現する可能性があるかどうかを決定するための最善の方法は、財政状態計算書上の金額を、企業が報告日現在の正味金利改定リスク・エクスポージャーのすべてを軽減していたとした場合にリスク軽減調整額がなり得る理論的な最大金額と比較することであろうと結論を下した。IASBは、リスク軽減調整額の最大金額は正味金利改定リスク・エクスポージャーの現在価値であると提案している。

BC108 IASBは、正味金利改定リスク・エクスポージャーはリスク軽減会計の重要な要素であることに留意した。それは企業がリスク管理の決定を行うために使用する情報及び測定に基づいているので、IASBは、報告日現在の正味金利改定リスク・エクスポージャーの現在価値を計算することを要求することで重大なコスト又は複雑性は生じないと見込んでいる。

BC109 IASBは、正味金利改定リスク・エクスポージャーの現在価値の計算には、基礎ポートフォリオの中の金融商品の現在価値を単純に計算する以上のことが伴うことを認識した。概念的に、正味金利改定リスク・エクスポージャーの現在価値は、正味金利改定リスク・エクスポージャーが期末現在ですべて軽減されるという前提で構築される理論的なデリバティブ（ベンチマーク・デリバティブなど）の価値によって表されることになる。しかし、IASBは、正味金利改定リスク・エクスポージャーの現在価値を計算する目的のみのために、別の理論的なデリバティブを構築することを企業に要求することは適切ではないと結論を下した。

BC110 したがって、IASBは、正味金利改定リスク・エクスポージャーの現在価値の変動の主要な発生要因はどのようなものとなるのかを検討して、この価値の計算を簡素化できるかどうかを評価した。IASBは、正味金利改定リスク・エクスポージャーの現在価値の計算は、固定金利の金融商品についてはより単純明快となることに留意した。しかし、企業はリスク軽減が正味金利改定リスク・エクスポージャーの中の変動金利の金融商品に与える影響を考慮することが必要となる。IASBは、多くの企業はリスク軽減が変動金利の金融商品に与える影響を算定するための方法論を整備していることに留意した。

リスク軽減会計

したがって、IASBは、企業が報告日現在の正味金利改定リスク・エクスポージャーの現在価値を測定するためにさまざまなアプローチを使用することを認めることを提案している。そうしたアプローチはすべて、過大なコスト又は労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報に基づいていなければならない。

超過額の純損益への認識

- BC111 IASBは、リスク軽減調整額の超過額を純損益に認識することを提案している（本公開草案の7.4.14項参照）。しかし、IASBは、企業が超過額を純損益に認識するのは、ベンチマーク・デリバティブが予想外の変動について調整されていない場合のみであることに着目した。したがって、企業は金利改定リスクが純損益に影響を与えると見込まれる時点で対応する調整を行うべき報告期間を決定できない場合がある。
- BC112 正味金利改定リスク・エクスポージャーの現在価値の計算は、合理性テストとなることが意図されている。したがって、IASBは、リスク軽減調整額の超過額の認識は、リスク軽減調整額がどの程度まで実現されないのかの概算であることに留意した。このため、IASBは、企業が超過額を純損益に認識した後に、7.4.10項を適用する目的上、企業はリスク軽減調整額の将来の期間における純損益への認識を調整することを提案している。企業はこのような調整を規則的で合理的な基礎（定額法が含まれる可能性がある）により行うことになる。
- BC113 IASBは、リスク軽減調整額を超過金額により減額することが、本公開草案の7.4.8項における要求事項を将来の期間において適用する際に困難を生じさせる可能性があることを認識した。しかし、IASBは、企業がリスク軽減調整額の超過額を純損益に認識するのは頻繁ではないであろうと見込んでいる。さらに、財務諸表の作成者及び利用者にとってのリスク軽減会計の便益は、作成者に生じる可能性のある複雑性のコストを上回るであろう。

過去に認識した超過額の戻入れ

- BC114 リスク軽減調整額における超過額の認識後に、正味金利改定リスク・エクスポージャーのその後の変動により、次の報告日現在の正味金利改定リスク・エクスポージャーの現在価値がその遅い方の日現在のリスク軽減調整額を上回る状況が生じる可能性がある。したがって、IASBは、正味金利改定リスク・エクスポージャーの現在価値の事後の変動により、（減損損失の戻入れと同様に）過去に認識した超過額の戻入れを生じさせるべきかどうかを検討した。
- BC115 IASBは、正味金利改定リスク・エクスポージャーの現在価値の事後の増加は、さまざまな要因（例えば、組成した新たな金融資産、発行した新たな金融負債又は市場金利のその後の有利な変動）の結果である可能性が高いことを考慮に入れた。
- BC116 IASBは、このような超過額の戻入れを容認又は要求すると、潜在的な利益操作につながる可能性があることも認識した。例えば、企業がリスク軽減調整額の超過額を純損益に認識した場合、企業が、当該超過額を戻し入れることを希望して、（評価における余

裕をより多く残すために) 将来の期間におけるリスク軽減目的を減額する誘因が生じる場合がある。しかし、そのような戻入れは有用な情報を提供しない。当初のリスク・ポジションの復活ではなく、経営者の行動に基づくものとなるからである。場合によっては、純損益への金額の連続的な認識と戻入れが生じる場合もあり、財務諸表利用者にとって誤解を招くものとなる可能性がある。したがって、IASBは、超過額の戻入れは認めるべきではないと結論を下した。

リスク軽減会計の中止

- BC117 リスク軽減会計は、金利改定リスクに対するエクスポージャーが頻繁に変動する企業についてヘッジ会計の要求事項の適用における課題を解決することを意図したものである。しかし、企業が金利改定リスクを管理する方法を変更する場合、リスク軽減会計の適用がリスク管理戦略と一致しなくなる。IASBの見解では、企業が金利改定リスクを管理する方法の変更と企業の金利改定リスク・エクスポージャーの動的な性質から生じる変動とを区別することが重要である。したがって、IASBは、企業がリスク軽減会計の適用を中止するのは、企業が金利改定リスクを管理する方法を変更する場合のみであると提案している。
- BC118 金融資産を管理するために使用する事業モデルの変更（IFRS第9号のB4.4.1項参照）と同様に、企業が金利改定リスクを管理する方法の変更は、企業の営業に影響を与える可能性が高い要因から生じると見込まれ、利害関係者に対して立証可能である。企業のリスク管理戦略は長期的な安定性を確保することが意図されているので、IASBはこの戦略の変更は稀であると見込んでいる。
- BC119 他方、IASBは、企業の金利改定リスクの動的な性質を反映する変更はリスク軽減会計の目的と整合的であることに留意した。したがって、このような変更は、企業がリスク軽減会計の適用を中止する結果とすべきではない。例としては、次のものの変更がある。
- (a) リスク軽減目的
 - (b) リスク限度
 - (c) 基礎ポートフォリオ
 - (d) 指定デリバティブ
- BC120 IASBは、任意の中止を禁止することを提案している。企業が有利な会計上の結果を達成するだけのためにリスク軽減会計を適用することを避けるためである。この決定は、特定のヘッジ関係についてのリスク管理目的が同じままであり、かつ、他の適格要件のすべてが満たされる場合に、ヘッジ関係の任意の指定解除及びヘッジ会計の中止を禁止しているIFRS第9号における要求事項（IFRS第9号のB6.5.23項及びIFRS第9号に関する結論の根拠のBC6.314項からBC6.331項参照）と整合的である。
- BC121 その結果として、IASBは、デリバティブ又は基礎ポートフォリオが引き続き適格要件

リスク軽減会計

を満たしている場合には、デリバティブを指定解除すること、又は正味金利改定リスク・エクスポージャーの算定に含められた基礎ポートフォリオを任意に除外することは認めないことを提案している。

BC122 IASBは、リスク軽減会計の中止時に、企業はリスク軽減調整額を軽減対象期間にわたり純損益計算書に引き続き認識することを提案している。このアプローチは、従来のリスク管理活動の影響が、金利改定リスクが関連する基礎ポートフォリオのキャッシュ・フロー又は公正価値に影響を与えとは見込まれなくなるまで、引き続き認識されることを確保することになる。

BC123 IASBの見解では、これらの提案は、基礎ポートフォリオに含められた金融商品が金利改定リスクを生じさせなくなった場合（例えば、金融商品が消滅したか又は決済されたことによる）に、リスク軽減調整額の残額が直ちに純損益に認識されることを確保することになる。

BC124 IASBは、リスク軽減会計が中止された基礎ポートフォリオに含められた金融商品について、次のことを行う可能性があるという結論も下した。

- (a) 企業が引き続き金利改定リスクに対するエクスポージャーを改訂後のリスク管理戦略に基づいて純額ベースで管理する場合に、リスク軽減会計の新たな適用に含める。
- (b) 適格要件のすべてが満たされていることを条件に、IFRS第9号の第6章におけるヘッジ会計の要求事項に基づく新たなヘッジ関係において指定する。

BC125 企業がリスク管理戦略の変更を受けてリスク軽減会計の適用を中止する場合、IASBは、企業が過去に指定したデリバティブの目的を次のいずれかに変更することが認められると提案している。

- (a) 新たなヘッジ関係におけるヘッジ手段（IFRS第9号の第6章におけるヘッジ会計の要求事項を適用する）
- (b) リスク軽減会計の新たな適用における指定デリバティブ（適格要件が満たされていることを条件とする）

BC126 しかし、IASBは、企業はそのような基礎ポートフォリオ又は指定デリバティブに関連するリスク軽減調整額を認識し測定する際に、再指定日後に生じた公正価値変動のみを考慮することを強調した。

発効日及び経過措置（本公開草案の付録C）

発効日

BC127 IASBは、リスク軽減会計は任意であるため、企業はリスク軽減会計を「要求事項が公表される日」以後開始する事業年度の期首から適用することが認められると決定した。

BC128 公開協議からのフィードバックは、リスク軽減会計がIAS第39号における残りのヘッジ会計の要求事項を置き換えるべきかどうかについてのIASBの決定に情報を与えることになる。したがって、IASBは、企業が当該要求事項を適用することが認められなくなる日を定めることを提案している（本公開草案のC1.17項参照）。IASBがIAS第39号の残りの要求事項を廃止することを決定する場合には、その日付を本公開草案に対するフィードバックを考慮に入れて決定することになる。

経過措置

BC129 リスク軽減会計の適用開始についての考え得る経過措置を検討した際に、IASBは、これらの要求事項はIAS第39号のヘッジ関係からの移行だけではなく、IFRS第9号のヘッジ関係からの移行にも関連するものとすべきであることに留意した。

BC130 さらに、IASBは、一部の企業が、現行の要求事項の限界によりリスク管理活動の影響を財務諸表に忠実に反映できないために、過去にヘッジ会計を適用しないことを選択した可能性があることに留意した。これら企業の中には、財務諸表における会計上のミスマッチを受け入れることを決定した企業もあるが、金融資産又は金融負債に公正価値オプションを適用した企業もある場合がある。

BC131 IAS第8号「財務諸表の作成基礎」は、遡及適用が、新しい要求事項の初めての適用に対して選好するアプローチであると述べている。しかし、ヘッジ会計の要求事項の適用開始に関しては、遡及適用は、遡及的な指定と同様に、事後的判断の使用に関する懸念を生じさせる。IASBの見解では、リスク軽減会計の将来に向かっての適用は、企業がリスク軽減会計を適用する際に行う判断及び決定と整合するだけでなく、リスク軽減会計を適用するかどうか及び適用の時期の決定にあたって企業が事後的判断を使用することを避けることにもなる。IASBがこの要求を特に重要であると考えたのは、リスク軽減会計の適用が任意であるからである。したがって、IFRS第9号の第6章におけるヘッジ会計の適用開始と同様に、IASBは、リスク軽減会計を将来に向かって適用することを提案している。

BC132 IASBは、リスク軽減会計の適用開始には、(IFRS第9号又はIAS第39号のどちらに從ったものなのかを問わず) 既存のヘッジ会計関係の中止が必要となることに留意した。したがって、本公開草案には両方のシナリオを対象とした経過措置を含めるべきである。

IAS第39号におけるヘッジ会計の要求事項を従来適用していた企業

BC133 IAS第39号におけるヘッジ会計の要求事項を従来適用していた企業には、IFRS第9号の6.1.3項に從ってポートフォリオ公正価値ヘッジの要求事項を適用するという会計方針の選択を行った企業が含まれる。本公開草案に対するフィードバックで、リスク軽減会計の要求事項案がIAS第39号の残存するヘッジ会計の要求事項の適切な置換えとなることが示唆されるならば、企業は当該要求事項の適用の中止を要求されることになる。

BC134 IASBは、リスク軽減会計の適用は任意であるため、一部の企業がIFRS第9号の第6章におけるヘッジ会計の要求事項を適用することを選好する場合があることに留意した。

リスク軽減会計

IASBは、そのような企業はヘッジ会計に関する経過措置をIFRS第9号の7.2.22項から7.2.26項に従って適用すべきであると考えた。

BC135 しかし、企業がリスク軽減会計を適用することを決定した場合、リスク軽減会計の将来に向かっての適用は、過去の報告期間におけるヘッジ会計の適用に直接には影響を与えないこととなる。したがって、中止したヘッジ関係に関連する公正価値ヘッジ調整額及びキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金は影響を受けない。リスク軽減会計はその日以降の価値変動のみを捕捉することになるからである。

BC136 1つの重要な考慮事項は、財政状態計算書に認識した金額のうちリスク軽減会計を適用する目的で中止したヘッジ関係に関連する金額の取扱いである。IASBの見解では、これらの金額を扱うための最も適切な方法は、IAS第39号における中止の要求事項の適用を企業に要求することであろう。しかし、IFRS第9号にはIAS第39号とほぼ同じ要求事項があるため、IASBは、企業がそのような中止したヘッジ関係にIFRS第9号の6.5.10項及び6.5.12項の要求事項を適用することを提案している。

IFRS第9号におけるヘッジ会計の要求事項を従来適用していた企業

BC137 IFRS第9号におけるヘッジ会計の要求事項を従来適用していた企業は、依然として当該要求事項を適用することができる。しかし、企業がリスク軽減会計を適用することを決定する場合には、リスク軽減会計の適用を選ぶためにいくつかのヘッジ関係を中止することが必要となる可能性がある。

BC138 IASBは、そのようなヘッジ関係を中止することが認められるのは、ヘッジ関係がIFRS第9号の6.4.1項における適格要件を満たさなくなる場合のみであることに留意した。ほとんどの場合、新たな会計上の要求事項の導入は、適格要件が満たされなくなる結果を自動的に生じさせることにはならない。

BC139 具体的な経過措置がないと、大半の企業は、IFRS第9号のヘッジ関係が消滅するまでリスク軽減会計を適用できないことになる。IASBの見解では、リスク軽減会計の目的を達成するためには、企業がIFRS第9号のヘッジ関係の一部を中止することを認めて、過去に指定したヘッジ対象の一部又は全部を基礎ポートフォリオに含めることができるようにする必要がある。

ヘッジ会計の要求事項を適用しない企業

BC140 リスク管理活動が本公開草案の7.1.4項で定めている特性を有している一部の企業は、現在ヘッジ会計を適用していない場合でも、リスク軽減会計の適用を決定する可能性がある。そのような企業には、次のいずれかを決定した企業が含まれる場合がある。

(a) 基礎ポートフォリオとデリバティブとの間の会計上のミスマッチを受け入れ、IFRS第9号における一般的な要求事項を適用して会計処理する。

(b) 基礎ポートフォリオとデリバティブとの間の会計上のミスマッチを、基礎ポートフォリオをIFRS第9号の4.1.5項又は4.2.2項に従って純損益を通じて公正価値で測定す

るものとして指定することによって低減させる。

- BC141 BC140項(a)に記述した企業は、経過措置を必要としない。そのような企業は、リスク軽減会計を適用開始日後のどこかの日から将来に向かって適用することを選択できるからである。
- BC142 しかし、IASBは、BC140項(b)に記述した企業については、金融資産又は金融負債を純損益を通じて公正価値で測定するという任意の指定が当該金融商品の当初認識時にのみ利用可能で、取消不能であることに留意した。したがって、経過的な救済措置がないと、そのような金融商品は、正味金利改定リスク・エクスポージャーの算定の目的上、基礎ポートフォリオに含めることに適格ではないこととなる。
- BC143 IASBの見解では、リスク軽減会計は、そのような企業に金利改定リスク管理活動の影響をより忠実に反映するための方法を提供することができる。IASBは、これらの金融資産又は金融負債を、正味金利改定リスク・エクスポージャーの算定の目的で基礎ポートフォリオに含めることを禁止するのは適切ではないと結論を下した。
- BC144 したがって、IASBは、企業が金融資産又は金融負債を純損益を通じて公正価値で測定するという過去の指定を、リスク軽減会計を適用する目的で取り消すことを認めることを提案している。
- BC145 IASBの見解では、リスク軽減会計は将来に向かってしか適用できないため、そのような取消しも将来に向かってのものとするべきである。経過措置を適用する企業にとっての適用開始日における金融商品の公正価値が、新たな総額での帳簿価額となり、当該金融商品の実効金利の算定の基礎となる。IFRS第9号のセクション5.5を金融資産に適用する目的上、リスク軽減会計の適用開始日は当該金融資産の当初認識日として扱われる。

経過的開示

- BC146 新たな要求事項の適用開始が当期に影響を与えているか又は将来の期間に影響を与える可能性がある場合、企業は通常、IAS第8号の第28項に定められている開示を提供することが要求される。しかし、IASBの見解では、この要求はリスク軽減会計の将来に向かっての適用と矛盾することになる。企業が2つの大幅に異なる会計モデルを同時に適用することは実務上不可能であるからである。
- BC147 さらに、IASBの見解では、具体的な経過措置が、リスク軽減会計への移行が企業の財務諸表に与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにするために必要となる。そのような開示は、中止されたIFRS第9号又はIAS第39号のヘッジ関係に関する情報及び基礎ポートフォリオとデリバティブがリスク軽減会計にどのように含まれたのかに関する情報を提供するために必要となる。したがって、IASBは、IFRS第7号に含まれる経過的開示の修正を提案することも決定した（本公開草案の第44RR項参照）。

IFRS第7号「金融商品：開示」の修正案

リスク軽減会計

包括利益計算書

BC148 IASBのマクロヘッジ会計の要求事項を開発するプロジェクトの過程にわたり、財務諸表利用者は、企業が金利改定リスクに対するエクスポージャーをどのように管理しているのかを財務諸表利用者が理解できるようにするために、財務諸表は企業の将来の業績を予測するために利用できる情報を提供すべきであると述べてきた。特に、利用者は、次のことができるようになる情報を必要としている。

- (a) リスク軽減会計の影響を企業の金利収益又は金利費用と区分して識別すること
- (b) 企業が現在の正味金利収益を安定化させ達成するために、デリバティブの使用にどれだけ依拠しているのかを理解すること

BC149 IASBは、BC148項(a)に記述した区別により透明性が改善し、企業のリスク管理活動が現在及び将来の経済的資源に与える影響を財務諸表利用者がよりよく分析し理解できるようになることに同意した。したがって、IASBは、企業がリスク軽減会計の影響を包括利益計算書において独立の科目に表示することを提案することを決定した。

BC150 IASBは、IFRS第18号の第23項に従って、次のことに留意した。「企業は、ある科目を基本財務諸表において区分して表示することが、基本財務諸表が有用な体系化された要約を提供するために必要でない場合には、そうする必要はない。これは、IFRS会計基準が具体的な要求される科目のリストを記載している場合、又は科目を最低限の要求事項として記述している場合であっても当てはまる。」

財政状態計算書

BC151 財政状態計算書におけるリスク軽減調整額の表示に関する審議を受けて、IASBは、次の理由で、リスク軽減調整額を独立の科目に表示することを提案している。

- (a) 企業のリスク管理活動の影響を反映し、企業のリスク管理戦略に固有のものである。
- (b) 財政状態計算書における独立表示は、リスク軽減会計を適用する企業としない企業との間の比較可能性を補強する。
- (c) 「概念フレームワーク」で示されている資産又は負債の定義を満たさないものであり、したがって、企業の他の資産又は負債とは異なる（BC90項からBC92項参照）。
- (d) 測定基礎が企業の他の金融資産及び金融負債とは異なっている。

BC152 したがって、IASBの見解では、企業がリスク軽減調整額を財政状態計算書において独立の科目に表示することが必要である。しかし、企業がある科目を基本財務諸表において区分して表示することが必要となるのは、そうすることが基本財務諸表が有用な体系化された要約を提供するために必要である場合のみである（BC150項参照）。

開示目的

BC153 IASBの見解では、リスク軽減会計の開示目的は、ヘッジ会計についての開示目的と同

様とすべきである（IFRS第7号の第21A項参照）。本公開草案の第30F項で提案している開示目的は、企業が金利改定リスク管理戦略に関して及び基礎ポートフォリオのキャッシュ・フロー又は公正価値に与える金利改定リスクの影響をどのように管理しているのかに関して提供する情報の透明性を高めることを意図したものである。

集約のレベル

BC154 本公開草案における提案の開発中に、IASBは利害関係者から、彼らの継続的な懸念の1つは提案している開示要求の集約及び分解の適切なレベルに関するものであると聞いた。一般的に、当該情報のより多くの分解が要求されるほど、商業的に機密性のある情報が開示されるリスクが高くなる。同様に、多くの財務諸表利用者が、複雑な仮定及び方法論を伴う大量の詳細な開示を分析することは、有用性のない情報の提供につながる場合があると述べた。財務諸表利用者は、企業の全体的な金利リスク管理活動の概要を入手して企業が軽減する金利リスクの程度のトレンドを識別しようとすることが多い。したがって、詳細すぎる情報は、他の重要性がある情報を不明瞭にする場合があるか又は重要性がない場合がある。

BC155 したがって、IASBは、リスク軽減会計に関する情報の開示について要求される集約のレベルを定めないことを提案している。IFRS第18号の第41項は、財務諸表（注記を含む）における情報の集約及び分解についての原則を示している。したがって、リスク軽減会計についての開示目的を満たすため、企業は集約の適切なレベルを決定する際にIFRS第18号の要求事項を適用することが要求される。

リスク管理戦略の開示

BC156 本公開草案の第30I項における開示案は、主として定性的な性質のものであり、企業が金利改定リスクの識別、集約、モニタリング及び管理をどのように行っているのかを記述するものである。IASBの見解では、この情報は企業のリスク管理プロセスの必須の要素を反映するため、これらの開示は情報を提供するための多大な追加的コストの負担を企業に要求せずに財務諸表利用者に有用な情報を提供することになる。さらに、提案している要求事項に従って提供されることとなる情報は商業的に機密性がない。ヘッジ会計を適用している企業が現在提供している情報とおおむね同様であるからである（IFRS第7号の第22A項参照）。

将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性の開示

BC157 IASBは、指定デリバティブ及びそれがキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に与える影響に関する情報を企業が開示することで、企業が金利改定リスク・エクスポージャーをどの程度まで軽減したのかを財務諸表利用者が理解できるようになることに留意した。そうした情報は、リスク軽減調整額が軽減対象期間にわたり純損益計算書にどのように認識されるのかを財務諸表利用者が理解するのに役立つ。したがって、IASBは、企業が本公開草案の第30J項で定めている情報を開示するよう提案することを決定した。

リスク軽減会計

- BC158 IASBは、この情報の潜在的な商業的機密性も検討した。IASBは、当該情報は指定デリバティブのキャッシュ・フローに関するものであり、基礎ポートフォリオに含まれるいかなる金融商品の価格設定又はコストの構造にも直接には関連しないので、商業的に機密性がある可能性は低いと結論を下した。
- BC159 IASBは、商業的に機密性のある情報の開示の残余リスクに対し、基礎ポートフォリオのキャッシュ・フローの分解を推測するために企業が指定デリバティブのキャッシュ・フローを使用することを認めることを提案することによって対応した。IASBは、提案している開示は、次の理由で、商業的に機密性のある情報の表示を提供する結果にはならないであろうと結論を下した。
- (a) 指定デリバティブは、ほとんどの場合、企業の正味金利改定リスク・エクスポージャーの一部を軽減するのみとなるので、指定デリバティブから生じるキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性と、適格な基礎ポートフォリオから生じるそれらとの間に直接の結びつきはない。
- (b) そうした開示は集約したベースで提供することができる。
- (c) IFRS第7号の第23A項から第23F項における現行のヘッジ会計の開示要求が同様の情報を要求しており、商業的に機密性のある情報の開示を生じさせてはいない。
- BC160 IASBは、提案している開示により、財務諸表利用者が企業のリスク管理戦略の一部としてのリスク軽減の程度を理解できるようになると結論を下した。これらの開示は、企業がキャッシュ・フローあるいは公正価値の変動性をどのように軽減したのかに関して提供する情報の透明性を高める。
- BC161 企業の正味金利改定リスク・エクスポージャーに関する情報の開示についての審議中に、IASBは財務諸表利用者から、企業の金利リスク・エクスポージャー及び軽減利率に関する定量的情報は、財務諸表利用者が企業の将来の業績を予測するのに役立つであろうと聞いた。しかし、大半の作成者は、そうした開示は、リスク軽減会計又はIFRS会計基準を適用しない競合他社との比較で彼らを不利な立場に置く可能性のある将来予測的な情報の提供を生じさせる可能性があるとしてコメントした。
- BC162 IASBは、IFRS第7号における現行のヘッジ会計の開示要求を開発した際に、ヘッジされるリスクに焦点を当てた開示では、企業のコスト構造についての知見を競合他社に提供する可能性があることを認識した（IFRS第7号に関する結論の根拠のBC35W項からBC35X項参照）。IASBは、ヘッジ対象の合計リスク・エクスポージャーに関する情報の開示を要求しないことを決定した。この情報には将来予測的な性質がある可能性があるからである。この論拠に沿って、IASBは、正味金利改定リスク・エクスポージャーに関する情報を合計又は残余のリスク・エクスポージャーのベースで開示することを企業に要求することは不適切であると結論を下した。
- BC163 その代わりに、IASBは、金利改定リスクに対するエクスポージャーが市場金利の変動に応じてどのように変動する可能性があるのかを示す感応度分析を提供するよう企業に

要求することを提案している。企業は報告日現在で利用可能な合理的で裏付け可能な情報を使用して、報告期間の末日現在で合理的に可能性があった軽減利率の変動を算定することになる。IASBの見解では、この情報の開示により、企業がリスク管理活動を行っていなかったとした場合に金利変動が企業の基礎ポートフォリオにどのように影響を与えることとなっていたのかを財務諸表利用者が評価できるようになる。

BC164 IASBは、一部の企業は金利改定リスクに対するエクスポージャーが生じたのが基礎ポートフォリオからなのか指定デリバティブからなのかを特定していない場合があることを認識した。感応度分析を基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクに対するエクスポージャーのみについて分離して提供することは、このような企業のリスク管理情報と整合しない場合がある。しかし、IASBは、財務諸表利用者にとってのこの区別の重要性を踏まえ、提供される感応度分析は基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクに対するエクスポージャーのみに基づくものとするを提案している。

財政状態及び業績に対する影響の開示

BC165 IFRS第7号の第24A項から第24F項は、ヘッジ会計が財政状態及び業績に与える影響を開示することを企業に要求しており、これには以下に関する情報の表形式での開示が含まれる。

- (a) ヘッジ手段及びヘッジ対象（帳簿価額など）
- (b) これらの項目が含まれている科目
- (c) 公正価値ヘッジ調整額又はキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の累計額

BC166 IASBの見解では、財務諸表利用者の情報ニーズの大半は同様の要求事項を通じて満たす可能性がある。したがって、IASBは、正味金利改定リスク・エクスポージャーについては本公開草案の第30L項、指定デリバティブについては本公開草案の第30M項に示している情報を企業が提供することを提案している。

BC167 リスク軽減調整額は、企業のリスク管理活動が軽減対象期間中の基礎ポートフォリオのキャッシュ・フロー又は公正価値の変動性の低減という形での便益又は保護をどの程度まで提供したのかを表す。したがって、IASBは、企業が次のことをどのように反映しているのかに関する情報を提供することを提案している。

- (a) 金利改定リスクの評価期間中の正味金利改定リスク・エクスポージャーの予想外の変動の影響
- (b) リスク軽減調整額の測定に含まれていない指定デリバティブに係る利得又は損失（当期と累計の両方について）
- (c) 指定デリバティブ及びベンチマーク・デリバティブに基づくリスク軽減調整額の純損益への認識についての予想される特性及び継続しているリスク軽減会計と中止したリスク軽減会計との区別

リスク軽減会計

BC168 IASBは、企業がリスク軽減調整額の期首残高から期末残高への調整表を表形式で注記において提供することも提案している（本公開草案の第300項参照）。IASBの見解では、この調整表は、このモデルの適用がキャッシュ・フロー又は公正価値の変動性に与える潜在的な影響（継続しているリスク軽減会計と中止したリスク軽減会計に関する金額を区別して）を財務諸表利用者が理解するのに役立つ。

リスク軽減会計を適用しない企業

BC169 財務諸表利用者からのフィードバックで、企業がヘッジ会計を適用しないことを選択する場合には、当該企業の開示は金利改定リスクをどのように管理しているのかに関する情報が欠けていることが多いと指摘された。IASBの見解では、同じことが、リスク管理活動を頻繁に変更しているがリスク軽減会計を適用しないことを選択した企業にも当てはまる。

BC170 IASBの見解では、企業がリスク軽減会計を適用しないことを選択した場合に、詳細な情報の開示を企業に要求することは実行可能ではない。たとえリスク軽減会計を適用可能な金利改定リスク管理活動を企業が実行している場合でも、企業は多くの理由でリスク軽減会計を適用しないことを決定する場合がある。IASBは、そのような企業に、リスク軽減会計を適用しているかのように定量的情報を開示することを要求するのは適切ではないであろうという結論も下した。さらに、そのようなアプローチは、企業のリスク管理活動の影響を財務諸表に反映するという範囲を超えることになるため、本プロジェクトの対象範囲外となる。

BC171 したがって、IASBは、本公開草案の7.1.4項に示している要件を満たすが、リスク軽減会計を適用しないことを選択する企業に対して、金利改定リスクに対するエクスポージャーがどのように生じるのか、関連するリスク管理活動及びこれが財務諸表においてどのように報告されているのかに関する定性的情報を開示するよう要求することを提案している。この要求により、このような企業の金利リスク管理戦略及びそれらが金利改定リスク管理にどのように適用されているのかを財務諸表利用者が理解できるようになる。IASBの見解では、このような開示は、金利改定リスクに対する重大なエクスポージャーを有している企業の財務諸表におけるリスク関連情報の明瞭性を改善する場合もある。

他のIFRS会計基準書の修正

IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」の修正案

BC172 IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」は、IFRS会計基準への移行日前に締結した取引へのヘッジ会計の遡及適用を現在のところ認めていない（IFRS第1号のB4項からB6項参照）。IASBは、リスク軽減会計についてこの要求を変更する理由を識別しなかった。

BC173 IFRS会計基準への移行日において、初度適用企業は、どの活動がリスク軽減会計の適格要件を満たすのか、及びこれらの活動の影響がリスク軽減会計を適用することによっ

てよりよく反映されることになるかどうかを理解するために、すべてのリスク管理活動に注目しなければならない。

BC174 初度適用企業がリスク軽減会計を遡及適用することを認められたとした場合、IFRS会計基準をすでに適用している企業と同じく事後的判断の使用に関連した課題に直面する可能性が高い。さらに、IFRS第9号の採用及びリスク軽減会計の適用のための準備を開始する前では、たとえ企業がリスク軽減会計を適用可能なリスク管理活動をすでに実行している場合でも、企業がリスク軽減会計を適用するための適格要件（文書化及び必要なデータの収集を含む）のすべてを満たしている可能性は低いであろう。

BC175 したがって、IASBは、IFRS会計基準を現在適用している企業に関してBC131項で論じたのと同じ理由で、初度適用企業によるリスク軽減会計を将来に向かって適用することを要求することを提案している。

IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」の修正案

BC176 IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」のB70項からB74項は、デリバティブ及び指定したヘッジ手段に係る利得又は損失の分類についての要求事項を定めている。これらの要求事項に従って、このようなデリバティブに係る利得又は損失は、純損益計算書において、当該金融商品を使用して管理されているリスクの影響を受ける収益及び費用と同じ区分に分類される。IASBの見解では、リスク軽減会計の目的上、指定デリバティブに係る利得又は損失は、ヘッジ会計を適用する際にヘッジ手段として使用されるデリバティブに係る利得又は損失と同様である。したがって、IASBは、指定デリバティブへの言及を含めるようにIFRS第18号のB70項からB72項及びB74項を修正することを決定した。

IFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」の修正案

BC177 審議中に、IASBは、リスク軽減会計を適用可能なリスク管理活動を実行していてリスク軽減会計を適用することに適格な企業の大半は、IFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」における要求事項を適用することに適格ではないであろうと結論を下した。しかし、IASBは、公的説明責任のない子会社の中には、類似した活動を実行していてリスク軽減会計を適用することに適格であるという状況があり得ることを認識した。IASBは、リスク軽減に関してIFRS第19号に削減した開示要求を追加することが適切かどうかを、IFRS第19号に関する結論の根拠のBC33項に示されている6つの原則に基づいて検討し、追加はしないことを決定した。

BC178 IASBがこの決定を採用したのは、リスク軽減会計の複雑性のため、そのような削減した要求事項の追加はリスク軽減会計の適用によって提供される情報の有用性を著しく低下させることを意味するからである。さらに、企業が開示することを要求されることとなる情報の大半は、リスク軽減会計の適用から直接に生じるものであるため、過大なコストを掛けずに入手可能である可能性が高い。また、IASBは、リスク軽減会計を適用するすべての企業に開示について同じ完全なリストの提供を要求することで、財務諸表

リスク軽減会計

利用者がリスク軽減会計及びそれが企業の財務諸表に与える影響への習熟を高めることができるようになるとも考えている。

リスク軽減会計の影響の分析

- BC179 本公開草案で提案している要求事項のそれぞれの側面について、IASBは財務諸表の作成者及び利用者にとっての可能性の高いコストと便益を比較検討した。例えば、IASBは、財務諸表利用者の情報ニーズと導入の潜在的コスト及び商業的に機密性のある情報の開示に関する作成者の懸念とのバランスをどのように取るのが最善なのかを検討した。
- BC180 IASBは、IFRS第9号及びIAS第39号におけるヘッジ会計の要求事項の適用に関する課題及び複雑性により、企業がリスク管理活動の経済的影響を財務諸表において忠実に表現することが困難になっていることを認識した。企業が金利改定リスクをどのように管理しているのかに関しての財務諸表における透明性の不足が生じる1つの理由は、ヘッジ対象についての代理指定の使用である。この実務が生じているのは、どの項目がヘッジ対象としての指定に適格となるのかに関しての現行のヘッジ会計の要求事項で課されている制限のためである。
- BC181 IASBは、その代わりにリスク軽減会計を適用することによって、企業は財務諸表で報告する情報とリスク管理活動との間により明確な関連付けを提供できるようになると考えている。リスク軽減会計は、次のことによって企業に便益を与える。
- (a) 金利改定リスクの管理方法の影響を財務諸表によりよく反映する（代用ヘッジの必要を減らし、要求払預金や一部のパイプライン取引など、より多くの金融商品を基礎ポートフォリオに含める）ことによって、投資者とのより良いコミュニケーションが可能となる。
 - (b) リスク管理活動と財務報告とのより密接な合致により、運用上の効率性を改善する。
- BC182 リスク軽減会計は、次のものを提供することによって、財務諸表利用者によるより良い意思決定を支援する。
- (a) 企業の金利リスク管理戦略及び企業が変化する金利環境にどのように体系的かつ動的に対応しているのか並びに戦略及び対応の影響に関しての透明性の改善
 - (b) より包括的な情報（財務諸表の外で提供され財務諸表利用者が関連する質問ができるようにする情報へのアンカーポイントの改善を含む）
- BC183 リスク軽減会計の適用開始は、IFRS第9号に関する結論の根拠のBCE227項に列挙されているものと同様に、企業に一時的なコストの負担を要求することになる。そのようなコストは次のことに関連するものであろう。
- (a) リスク管理情報を財務報告プロセスに統合するための新たなプロセス、システム及びコントロールの開発（例えば、リスク軽減のすべてが実現されるかどうかの評価

の設計、設定及びガバナンス)

- (b) 必要とされる場合、いくつかの新たに適格となった会計上の取扱い（例えば、ベンチマーク・デリバティブの構築及び測定）のための財務報告への対応能力の創出
- (c) 新しいリスク軽減会計の要求事項の導入時に要求される文書化の準備
- (d) 財務報告、財務、リスク管理及びその他の関連するスタッフの教育（リスク軽減目的で作成される情報がリスク軽減会計の要求事項に準拠しているかどうかを評価できるようにするため）
- (e) リスク軽減会計の影響を財務諸表利用者に説明するために必要なガイダンス資料の作成

BC184 IASBは、リスク軽減会計に関連する継続的なコストがあることも認識した（例えば、ベンチマーク・デリバティブの構築及び評価、並びにリスク軽減調整額の計算及びモニタリングに関するコスト）。しかし、IASBは、これらのコストはヘッジ会計の要求事項の適用に係る現在のコストよりも低いと見込んでいる。例えば、リスク軽減会計を適用する際に、企業は、リスク管理活動の頻繁な変更に対応するためにヘッジ関係の指定解除及び再指定を繰り返し行わなくてもよくなる。

BC185 IASBの見解では、リスク軽減会計の適用に係る当初のコスト及び継続コストは企業の個々の状況に応じて決まる。多くの要因が関連する可能性があり、それには、軽減対象期間の長さ、リスク軽減目的の変更の頻度、指定デリバティブの数及び種類、並びに企業がリスク軽減会計を導入するために使用したプロセス及びシステムが含まれる。新しい会計モデルで作成者に生じる可能性の高いコストを見積る上での困難を考慮して、IASBは、可能性の高いコストに関する情報を公開協議及びフィールドワークの間に入手することを見込んでいる。企業は、生じるコストが金利改定リスク管理の影響を財務諸表に反映する能力の改善によって正当化されるかどうかを評価することが必要となる。IAS第39号の廃止の提案はもう1つの関連性のある要因である。企業が当該要求事項を適用できなくなる場合には、コストが生じるのがリスク軽減会計の適用、IFRS第9号に従ったヘッジ会計の適用又はデリバティブに係るすべての利得又は損失の純損益への認識のいずれからであるにしても、新しい1組の会計上の要求事項の適用に関連するコストが不可避免的に生じることになる。

BC186 金利改定リスクを管理するのに役立つための信頼性のある情報を作成する洗練されたリスク管理機能（特注の解決策を含む）を有している企業でさえ、新しい要求事項の適用開始に関していくらかのコストが生じる可能性が高い。しかし、IASBは、リスク管理と財務報告がよりよく合致することから得られる潜在的な効率性により、継続的な適用コストは低くなると見込んでいる。さらに、IASBは、リスク軽減会計を適用する企業は、業績について伝える際に、財務報告とリスク管理との間のより密接な合致により便益を受けるであろうことに留意している。

BC187 IASBは、リスク軽減会計に関して提案されている情報を単一の注記において開示する

リスク軽減会計

ことで、財務諸表利用者にとってのコストが低減されることも見込んでいる。財務諸表利用者は、透明性及び企業の業績の分析に対する関連性がより高く、企業のリスク管理の意思決定により綿密に関連づけられている1組の情報にアクセスできるようになる。さらに、これらの要求事項により、企業のリスク管理活動が財務諸表に与える影響を理解するために財務諸表利用者が未監査の経営者情報に依拠する必要性も減少することとなる。

BC188 したがって、IASBは、リスク軽減会計を導入することの長期的な便益は、企業にとっての関連するコストを上回る可能性が高いと結論を下した。



IFRS[®]

Foundation

Columbus Building
7 Westferry Circus
Canary Wharf
London E14 4HD, UK

Tel **+44 (0) 20 7246 6410**

Email **customerservices@ifrs.org**

ifrs.org

The IFRS Foundation has trade marks registered around the world, including 'FSA[®]', 'IASB[®]', 'IFRS[®]', 'International Financial Reporting Standards[®]', 'ISSB[®]', and 'SASB[®]'. For a full list of our registered trade marks, visit www.ifrs.org.